

子吉川地域森林計画変更計画書

(子吉川森林計画区)

計画期間

自 令和 3 年 4 月 1 日

至 令和 13 年 3 月 31 日

(令和 5 年 12 月変更)

秋 田 県

変更事項及び理由

- 1 全国森林計画（令和5年10月閣議決定）に即し、関係する事項を変更
 - (1) 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - (2) 森林の整備に関する事項
 - 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
 - 造林に関する事項
 - 委託を受けて森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
 - (3) 森林の保全に関する事項
 - 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項
 - (4) 計画量等
 - 間伐立木材積その他の伐採立木材積
 - 間伐面積
 - 人工造林及び天然更新別の造林面積
 - その他必要な事項

- 2 計画の対象とする森林の区域
 - ・森林の区域の異動により市町村別の森林面積に増減があるため、森林資源の適正な把握のため地域森林計画対象森林を変更

- 3 計画量等（上記1以外）
 - 林道の開設及び拡張に関する計画
 - ・林道事業を実施する路線について変更
 - 保安林の整備及び治山事業に関する計画
 - ・治山事業として整備する区域について変更

- 4 参考資料
 - 持続的伐採可能量
 - ・森林の機能区分別、樹種別資源構成より、持続的伐採可能量を算出

目 次

II 計画事項

第1	計画の対象とする森林の区域	1
第2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
(1)	森林の整備及び保全の目標	2
(2)	森林の整備及び保全の基本方針	2
(3)	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	5
2	その他必要な事項	6
第3	森林の整備に関する事項	6
1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	6
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	6
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	6
(3)	その他必要な事項	6
2	造林に関する事項	6
(1)	人工造林に関する指針	6
(2)	天然更新に関する指針	7
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	7
(4)	その他必要な事項	7
3	間伐及び保育に関する事項	8
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	8
(2)	保育の標準的な方法に関する指針	8
(3)	その他必要な事項	8
4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	8
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	8
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	8
(3)	その他必要な事項	8
5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	8
(1)	林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	8
(2)	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	8
(3)	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	8
(4)	路網の規格・構造についての基本的な考え方	8
(5)	林産物の搬出方法等	8

(6) その他必要な事項	8
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	9
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	9
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	9
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	9
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	10
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	10
(6) その他必要な事項	11
第4 森林の保全に関する事項	11
1 森林の土地の保全に関する事項	11
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	11
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	11
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	11
(4) その他必要な事項	11
2 保安施設に関する事項	11
(1) 保安林の整備に関する方針	12
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	12
(3) 治山事業の実施に関する方針	12
(4) 特定保安林の整備に関する事項	12
(5) その他必要な事項	12
3 鳥獣害の防止に関する事項	12
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	12
(2) その他必要な事項	12
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	12
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	12
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	12
(3) 林野火災の予防の方針	12
(4) その他必要な事項	12
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	12
(1) 保健機能森林の区域の基準	12
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	12
第6 計画量等	13
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	13

2	間伐面積	1 3
3	人工造林及び天然更新別の造林面積	1 4
4	林道の開設及び拡張に関する計画	1 4
	(1) 市町村別内訳表	1 4
	(2) 箇所別内訳表	1 5
5	保安林の整備及び治山事業に関する計画	2 0
	(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	2 0
	(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積	2 0
	(3) 実施すべき治山事業の数量	2 0
6	要整備森林の所在及び面積、要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び 時期	2 0
第7	その他必要な事項	2 1
	1 保安林その他制限林の施業方法	2 1
	(1) 制限林の施業方法	2 1
	(2) 森林の保護及び管理	2 1
	2 その他必要な事項	2 1
	(1) 水と緑の条例に関する事項	2 1
参考資料		
7	その他	2 2
	(3) 持続的伐採可能量	2 2

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○市町村別面積

区 分		面 積 (ha)	備 考	
総 数		81,693	()内は	
市 町 村 別 内 訳	市町村名		旧市町村名	
	由利本荘市	(本 荘 市)	10,288	
		(矢 島 町)	6,739	
		(岩 城 町)	7,991	
		(由 利 町)	6,304	
		(西 目 町)	2,108	
		(鳥 海 町)	14,963	
		(東 由 利 町)	9,829	
		(大 内 町)	12,053	
	合計	70,276		
	にかほ市	(仁 賀 保 町)	4,143	
		(金 浦 町)	535	
		(象 潟 町)	6,740	
		合計	11,418	

- 注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は森林計画図に表示する民有林です。
 2 本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可、同第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となります。
 3 森林計画図の縦覧場所は、農林水産部森林整備課及び由利地域振興局農林部森づくり推進課です。
 4 単位未満は四捨五入のため、計は一致しません。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

全国森林計画に即して、全般に積雪量が多く地質的にも脆弱な山地が多い本計画区については、山地災害防止機能・土壌保全機能の維持増進に配慮し、適切な間伐等の実施や適確な更新を図るとともに、花粉発生源対策を加速化するほか、天然力を活用した施業を主体として活力ある健全な森林を維持することとします。

また、地質や積雪など地域の特性に応じた治山施設の整備を推進するとともに、松くい虫被害の未被害地への拡散防止及び被害の抑制に努めることとします。

加えて、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を推進することとします。

なお、各機能を発揮する上で望ましい森林の整備及び保全の目標は次のとおりとします。

機能の区分	森林の整備及び保全の目標
水源涵養機能 ^{かん}	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設等が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物種が生育・生息している溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・森林レクリエー

ション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、放射性物質の影響等にも配慮します。

また、近年の森林に対する県民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。

加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。

あわせて、野生鳥獣による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ります。

また、秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成26年条例第61号）に基づき水源森林地域に指定された森林を、水源涵養機能森林の中で重ねて設定することとします。

なお、森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

※ 森林の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを、「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現します。

森林の有する機能	森林の整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
水源森林地域	<p>水源森林地域は、水源かん養保安林、市町村森林整備計画で水源涵養機能維持増進森林としてゾーニングされている森林、市町村、水道事業者等が公共用に利用するために取水している地点周辺の森林について、市町村の意見を踏まえて指定することとします。</p> <p>指定された水源森林地域では、適正な土地利用を確保するために、森林の売買にあたり事前の届出を行うこととします。</p>

<p>山地災害防止機能 ／土壤保全機能</p>	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の設置を推進することとします。</p>
<p>快適環境形成機能</p>	<p>県民の日常生活に密接に関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>

<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成されている森林がバランス良く配置されていることを目指すこととします。</p> <p>とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められている森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。</p>
<p>木材生産等機能</p>	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。</p> <p>具体的には、木材等の林産物の持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととします。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとします。</p>

- 注) 1 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御でききないため、期待される時に必ずしも効果が発揮されるものでないことに留意する必要があります。
- 2 これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要があります。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、次のとおり定めます。

区 分		現 況	計画期末
面	育成単層林 (ha)	48,376	46,570
	育成複層林 (ha)	1,465	2,364
積	天然生林 (ha)	30,920	31,827
森林蓄積 (m ³ /ha)		312	334

- 注) 1 現況は令和2年3月31日現在の数値です。
- 2 森林蓄積は、立木地の蓄積です。
- 3 「育成単層林」とは森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林です。
- 4 「育成複層林」とは森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林です。
- 5 「天然生林」とは主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林です。

2 その他必要な事項

変更なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「立木の伐採（主伐）の標準的な方法」についての指針は次のとおりとし、次表に示す整備目標森林へ適確に誘導を図ることとします。

また、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進します。

なお、主伐にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、適切に実施することとします。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

変更なし

(3) その他必要な事項

変更なし

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

市町村森林整備計画で定める「人工造林の対象樹種」についての指針は、自然条件、既往の造林地の生育状況を勘案し、造林が容易で健全に生育し、材質等に優れている樹種を選定するものとし、次のとおりとします。

針葉樹はスギを主体に、広葉樹はケヤキ、キハダ、イヌエンジュ等の有用広葉樹を主体とします。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、特定苗木や少花粉スギなど花粉の少ない苗木の導入及び増加に努めることとします。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

市町村森林整備計画で定める「人工造林の標準的な方法」についての指針は、次のとおりとします。

① 人工造林の植栽本数

植栽本数は、下表の植栽本数を標準とします。

樹種	仕立て方法	植栽本数 (本/ha)
スギ	疎密度仕立て (収量比数0.5)	1,500~2,100
	疎~中庸密度仕立て (収量比数0.6)	2,101~2,500
	中庸密度仕立て (収量比数0.7)	2,501~3,000

スギ以外の樹種は、林地の生産力、自然条件を考慮して定めるものとします。

また、スギを主体とする育成複層林については、上層木林分の樹冠のうっ閉度、既往の植栽本数等を勘案して、植栽本数を決定することとしますが、下層木の確実な成長を確保するため、樹冠直下を避けて植栽することとします。

② 人工造林の標準的な方法

a 地拵えの方法

雑かん木類、笹、雑草等はできるだけ地際より丁寧に伐倒又は刈払いし、発生した支障木等は筋条に集積するか、又は沢敷地等の植栽地外に集積することとします。

b 植付け方法

人工造林は、気候、地形、土壌等の自然条件等に適合する適地適木を基本とし、植栽時期は春又は秋植えとするとともに、極力乾燥時期を避け、必要に応じ植え穴を大きくし丁寧植えを行うなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるよう行うこととします。

また、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとします。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

市町村森林整備計画で定める「伐採跡地の人工造林をすべき期間」についての指針は、森林資源の積極的な造成と共に、林地の荒廃を防止するため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林において人工造林を伴うものにあつては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとします。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の有する公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間で更新を図ることとします。

(2) 天然更新に関する指針

変更なし

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

変更なし

(4) その他必要な事項

変更なし

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

変更なし

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

変更なし

(3) その他必要な事項

変更なし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

変更なし

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

変更なし

(3) その他必要な事項

変更なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

変更なし

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

変更なし

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

変更なし

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

変更なし

(5) 林産物の搬出方法等

変更なし

(6) その他必要な事項

変更なし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林の整備及び保全を着実に実施するため、計画区内の市、森林・林業・木材産業等関係者の合意形成を図り、次の事項について、計画的かつ総合的に推進することとします。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大方針及び森林施業の共同化に関する方針

森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業受委託など森林経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知を始めとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言、あっせん等を推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・林業経営体への長期の施業委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換等を目指すこととします。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどした、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進します。あわせて、航空レーザ測量等により整備した情報の公開を促進し、面的な集約を進めることとします。

このほか、森林組合等による施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するほか、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図ることとします。

また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を推進することとします。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化など森林管理の適正化を図ることとします。

さらに、効率的な森林整備や路網整備のため、民有林と国有林が連携して取り組む森林施業の共同化のための団地設定を促進することとします。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

変更なし

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業従事者の養成・確保については、秋田県林業トップランナー養成研修（愛称：秋田林業大学校）で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組めます。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並み所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ります。

これらと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むこととします。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、森林施業の効率化、作業の省力化・軽労化等を推進するため、機械の自動化を含む高性能林業機械等の開発・改良を進めるとともに、その導入と稼働率の向上を図ることとします。その際、ICTの活用等により、木材の生産管理の効率化に努めることとします。

また、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、高性能林業機械の導入及びその効率的な利用を図るため、リースやレンタルの活用、共同利用など、林業機械の利用体制の整備に向けて積極的に取り組むこととします。

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

林産物の利用の促進のための施設の整備については、地域における木材の需給や森林資源の保続を確保する取組の実施状況等も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大、工務店等との連携による特色ある取組等を通じ、建築、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努めることとします。また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

平成28年4月に施行した「秋田県木材利用促進条例」及び「木材利用の促進に関する指針」を踏まえ、木材の優先利用を働きかける「ウッドファースト」を展開しながら、公共建築物の木造・木質化の推進や、県産木材利用の促進や県産木材製品の需要拡大を図るほか、国内販売や輸出に向けた取組を推進することとします。

また、地域においても工務店等がグループ化し、住宅における県産木材製品の利用拡大を図るとともに、公共土木事業において間伐材を中心として木質資材の活用を推進することとします。

加えて、森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させる森林経営に取組み、生態系や土壌、水資源の保全などの基準を満たしている森林や事業体の管理・経営に対する森林認証の取得を推進し、秋田スギ等のブランド力向上を図り、業界と行政が一体となって県産材供給に向けた取組みを推進することとします。

ア 木材流通の合理化

当計画区の1原木市場については、価格形成や需給調整の機能の向上を図ることで、多様なニーズに応じた流通体制を整備するとともに、山土場から隣接する計画区の大規模製材工場等への直送システムによる効率化を図ることで、原木の安定供給体制の構築に向けた取組を推進することとします。

イ 生産体制の整備と利用の促進

当計画区内の製材工場は一次製材加工が大半を占めています。木材利用推進のため、乾燥材など安定した品質の製品を生産し、首都圏を中心とした消費地への販売を強化することとします。

また、今後需要拡大が必要な非住宅分野については、地域の工務店や設計会社等との連携を進め、公共建築物等への木製品の利用拡大を図ります。さらには、公共土木利用における間伐材等の県産材の積極的な活用を推進することとします。

ウ 関係者の合意形成

子吉川流域林業活性化センターが中心となり、平成 28 年に策定した「子吉川流域森林・林業アクティブプランⅤ」に基づき、川上から川下までの林業・木材産業が一体となって合意形成に努め、付加価値の高い木材・木製品を安定的に供給できる基地づくりを目指します。

(6) その他必要な事項

変更なし

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の市別面積

変更なし

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

変更なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調和に留意することとします。

また、土砂の流出又は崩壊、水害の発生を防止し、又は地域における水源の確保、環境の保全を図るため、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設、貯水池等の設置及び環境保全のための森林の適正な配置等の適切な措置を講ずることとします。

なお、太陽光発電設備を設置する場合には、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施等に配慮することとします。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用することとします。

(4) その他必要な事項

変更なし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

変更なし

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

変更なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

変更なし

(4) 特定保安林の整備に関する事項

変更なし

(5) その他必要な事項

変更なし

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

変更なし

(2) その他必要な事項

変更なし

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

変更なし

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

変更なし

(3) 林野火災の予防の方針

変更なし

(4) その他必要な事項

変更なし

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

(1) 保健機能森林の区域の基準

変更なし

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

変更なし

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

伐採立木材積については、次のとおりとします。

単位：千 m^3

区 分	総 数			主 伐			間伐	
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	
総 数	3,522	3,290	232	2,142	1,910	232	1,380	
前半5カ年の計画量	1,678	1,610	68	898	830	68	780	
後半5カ年の計画量	1,844	1,680	164	1,244	1,080	164	600	
市町村 別内訳	由 利 本 荘 市	3,012	2,810	202	1,833	1,631	202	1,180
	に か ほ 市	510	480	30	309	279	30	200

2 間伐面積

間伐面積については、次のとおりとします。

単位：ha

区 分	間伐面積	
総 数	24,848	
前半5カ年の計画量	13,528	
後半5カ年の計画量	11,320	
市町村 別内訳	由 利 本 荘 市	21,239
	に か ほ 市	3,609

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、次のとおりとします。

単位：ha

区 分	人工造林	天然更新	総数
総 数	3,100	2,800	5,900
前半5カ年の計画量	1,200	1,200	2,400
後半5カ年の計画量	1,900	1,600	3,500
市町村別内訳			
由利本荘市	2,650	2,440	5,089
にかほ市	450	360	811

注) 人工造林：天然生林→育成単層林、未立木地造林
 ：育成単層林→育成単層林
 ：育成単層林→育成複層林、育成複層林→育成複層林
 天然更新：ぼう芽更新（育成単層林→育成単層林）、
 ：天然下種更新（育成単層林→育成単層林、
 育成単層林→育成複層林、育成複層林→育成複層林、
 天然生林→育成複層林）
 ：天然下種更新（天然生林→天然生林）

4 林道の開設及び拡張に関する計画

(1) 市町村別内訳表

ア 市町村別内訳表

単位（延長：km、面積：ha）

区 分	開設（新設・改築）			拡 張			備 考
	路線数	延 長	利用面積	改良 箇所数	舗 装		
					路線数	延 長	
総 数	40	67.1	6,231	68	27	90.8	
前 期	14	27.9	1,726	20	9	30.1	
後 期	26	39.2	4,505	48	18	60.7	
由利本荘市	31	53.6	5,199	61	25	79.9	
にかほ市	9	13.5	1,032	7	2	10.9	
合 計	40	67.1	6,231	68	27	90.8	

注) 前期の路線数及び利用面積には、前期・後期にまたがる路線も含む。

(2) 箇所別内訳表 (開設/新設・改築)

単位 (延長 : km、面積 : ha)

種 類	(区分)	位 置(市町村)		路 線 名	延長	(利用区域 面積)	前半5カ 年の計画 箇所	図面 番号	備 考
		由利本荘市	旧市町村						
自動車道	林業専用道	由利本荘市	本荘市	猿木沢	1.0	128			
				鳥田目	1.0	123	○		
				泉沢赤田	1.9	89	○		
				北の股	0.7	360			
				経塚森	2.0	117			
				山内	1.4	281			
				湯沢	1.4	167			
	林業専用道		矢島町	赤田	2.1	72	○		
	林業専用道			月山	2.4	98			
				八木沢	2.5	120			
	林業専用道		岩城町	貝喰	2.7	168	○		
	林業専用道			喜左エ門山	1.8	91	○		
	林業専用道		由利町	金坂	3.3	119	○		
				綱木沢	2.0	393			
				金山	5.0	115	○		
				金山2号	1.8	89	○		
	林業専用道		西目町	孫七山	0.6	209	○		
				鰯沢	0.8	38			
	林業専用道		鳥海町	大膳ヶ沢	3.3	121			
				月山	1.0	398			
				栗沢	0.7	246			
				松木沢	2.3	236			
				平根	1.1	228			
				男鹿内	0.6	415			
				東由利町	中台	2.0	85		
	林業専用道		東由利町	桧の沢	2.2	215			
				仲ノ沢	1.0	77			
				蒲台	0.8	226			
				大内町	代内	2.0	42		
	林業専用道		大内町	中村	1.1	102			
				長根山	1.1	31			
				小計	31	53.6	5,199	9	

単位（延長：km、面積：ha）

種 類	(区分)	位 置(市町村)		路 線 名	延 長	(利用区域 面積)	前半5カ 年の計画 箇所	図面 番号	備 考		
			旧市町村								
自動車道		にかほ市	仁賀保町	小台野	1.2	103					
				冬師山	2.5	113					
				二ノ台	1.0	104	○				
				太郎台林	2.0	155	○				
			象潟町	小台	0.6	105					
				松山	1.4	134	○				
				菅谷地	2.2	155	○				
				向山	1.5	60					
				長落	1.1	103	○				
			小計		9	13.5	1,032	5			
			合 計				40	67.1	6,231	14	

- 注) 1 終点側の林道は路線数として数えないこととする。
 2 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。
 3 区分に記載のない路網は林道である。

(2) 箇所別内訳表 (拡張/改良)

種 類	(区分)	位 置 (市町村)		路 線 名	改 良 箇所数	前期5カ 年の計画 箇所	図面 番号	備 考
		旧市町村						
自動車道		由利本荘市	本荘市	大築	1			
				素野	1			
				鬼倉山	2	○		
			矢島町	二ノ岐	2			
				中貝喰	1	○		
				富山	1			
				第一富山	1			
				荒倉	1			
				軽井沢1号	3			
				岩城町	中ノ沢	5	○	
			冷田沢		2			
			由利町	面間ヶ沢	3	○		
				南ヶ沢	1			
				綱木沢	2			
			西目町	金谷	1			
			鳥海町	大膳ヶ沢	2			
				千足支	3			
				外山	3			
				湯の沢	2			
				葎沢	2	○		
				沢内	2			
				新沢平	1			
				千足	1			
				松木沢	1	○		
				月山	1			
			東由利町	石塚	1	○		
				ボツメキ	1			
				土場沢	1			
			大内町	中の沢支	1			
				福田沢	1			
				矢走	3			
				軽井沢福沢	2			
				中ノ沢	2			
				長根山	1			
				北出羽丘陵	2	○		
				岩城大内	1	○		
	小計	36	61	9				

種 類	(区分)	位 置 (市町村)		路 線 名	改 良 箇所数	前期5カ 年の計画 箇所	図面 番号	備 考
			旧市町村					
自動車道		にかほ市	仁賀保町	羽場山	2			
				程ヶ沢	2	○		
			象潟町	観音森	2			
				栗山	1			
		小計				4	7	1
合 計				40	68	10		

注) 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。

(2) 箇所別内訳表 (拡張/舗装)

単位 (延長 : km)

種 類	(区分)	位 置 (市町村)		路 線 名	(延長)	前半5カ 年の計画 箇所	図面 番号	備 考			
			旧市町村								
自動車道		由利本荘市	本荘市	大築	5.2	○					
				素野	0.9						
				狩ヶ沢	2.0						
				鮎上沢	2.0						
			矢島町	荒沢	2.9	○					
				大杉沢	6.0						
			岩城町	中ノ沢	2.3						
				上蛇田	2.2						
				青長根桧沢	3.7	○					
			由利町	面間ヶ沢	3.5						
				童子	1.5	○					
			西目町	中沢	1.1						
			鳥海町	葎沢	3.3						
				湯の沢	4.5	○					
				大膳ヶ沢	4.0	○					
			東由利町	荒沢川	2.4						
				石塚	2.3	○					
				土場沢	3.5						
				桧の沢	4.2						
				牧山	3.3						
			大内町	高杉	1.2						
				矢走	2.5						
				中の沢	3.8						
				軽井沢福沢	8.6						
				鬼倉山	3.0	○					
			小計				25	79.9	8		
			にかほ市	仁賀保町	羽場山	3.0	○				
					象瀉町	観音森	7.9				
			小計				2	10.9	1		
			合 計				27	90.8	9		

注) 前期欄に「○」がある路線は、前期又は前期・後期にまたがる路線である。

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

変更なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積

変更なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在			治山事業施行地区数		主 な 工 種	備 考	
市町村	旧市町村	区 域		前半5カ年の 計画			
由利本荘市	本荘市	南ノ股	3	3	溪間工		
		赤田	7	7	溪間工・山腹工		
		北ノ股	1	1	溪間工・山腹工		
		大中ノ沢	2	2	溪間工・山腹工		
		土谷	1	1	山腹工		
		大浦	1	1	溪間工		
		館前	1	1	山腹工		
		大沢	1	1	山腹工		
		金山	1	1	山腹工		
		鳥田目	1	1	溪間工		
		船岡	1	1	山腹工		
		薬師堂	1	1	山腹工		
		矢島町	矢島町川辺	3	3	溪間工・山腹工	
			矢島町立石	1	1	溪間工	
	矢島町荒沢		1	1	山腹工		
	岩城町	岩城内道川	2	2	溪間工		
		岩城滝俣	1	1	溪間工		
		岩城勝手	1	1	下刈		
		岩城君ヶ野	2	2	溪間工・山腹工		
	由利町	川西	1	1	山腹工		
		西沢	1	1	溪間工		
		町村	1	1	山腹工		
	鳥海町	鳥海町下川内	2	2	溪間工・山腹工		
		鳥海町上笹子	5	5	溪間工・山腹工・トンネル工		
		鳥海町下笹子	2	2	山腹工・地下水排除工		
		鳥海町小川	1	1	山腹工		
	東由利町	東由利法内	2	2	溪間工・山腹工		
		東由利田代	1	1	溪間工		
		東由利蔵	1	1	山腹工		
		東由利杉森	1	1	山腹工・地下水排除工		
	大内町	滝	1	1	溪間工		
		長坂	1	1	溪間工		
		深沢	1	1	山腹工		
		徳沢	1	1	溪間工		
		平岫	1	1	溪間工		
		及位	2	2	溪間工		
		松本	2	2	溪間工		
		伊勢居地	1	1	溪間工・本数調整伐		
	にかほ市	仁賀保町	院内	3	1	溪間工	
			畑	2	1	山腹工	
			平沢	3	1	溪間工	
金浦町			金浦	1	1	本数調整伐・植栽工	
象潟町	象潟町関	1	1	本数調整伐			
	象潟町西中野沢	1	1	本数調整伐・植栽工			
	象潟町横岡	3	3	溪間工・山腹工			
合 計			74	69			

6 要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期

変更なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

(1) 制限林の施業方法

変更なし

(2) 森林の保護及び管理

変更なし

2 その他必要な事項

(1) 水と緑の条例に関する事項

変更なし

参考資料

7 その他

(3) 持続的伐採可能量

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間） 単位：材積千 m^3

主伐（皆伐）上限量の目安
199

第2表 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林：% 材積：千 m^3

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	199	138	337
90	179		317
80	159		297
70	139		277
60	119		257
50	100		238
40	80		218
30	60		198
20	40		178
10	20		158

注 記載する材積は伐採立木材積であり、素材換算材積でないことに注意。